

丹波市移住体験ツアー促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市（以下「市」という。）への移住促進を図るため、市外在住者を対象とした移住体験ツアーの実施に対して補助金を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「移住体験ツアー」とは、次に掲げる要件を全て満たすツアーをいう。

- (1) 市への移住等を希望し、又は検討している者であって、市外に在住している者を参加対象としていること。
- (2) ツアー参加者の居住地から市までの往復経路を除いた全行程を市内で実施し、市内の宿泊施設で宿泊すること。
- (3) 行程に市での生活をイメージできる内容が含まれていること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有しており、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市への移住体験ツアーを企画する旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録旅行者
- (2) 市への移住体験ツアーを実施しようとする法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、移住体験ツアーを実施する事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ツアー参加者が支払うツアー代金から別表第1に掲げる割引額を控除すること。
 - (2) ツアー参加者に対し、前号に掲げる割引額を明示すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 学校行事又は会社行事等ツアー参加者が所属する団体がその団体の構成員及びその家族等を対象として実施するもの
- (2) 宗教活動又は政治活動として実施するもの
- (3) 他の公的助成を受けているもの
- (4) その他市長が移住体験ツアーとして不適當であると認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ツアー参加者全員につき別表第1に掲げる調整前基準額を合計した額（以下「調整前合計額」という。）に、別表第2に掲げる調整率を乗じて得た金額とする。ただし、1回の補助対象事業につき補助金の上限額は25万円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、調整前合計額が35万7,100円を超える場合は、補助金の対象としない。

(事業認定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波市移住体験ツアー促進事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて移住体験ツアーの募集を開始しようとする日の2週間前までに市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 誓約書
- (3) ツアー予定表
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(事業の認定)

第7条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、丹波市移住体験ツアー促進事業認定（不認定）通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、認定を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(参加者の募集)

第8条 申請者は、前条第1項に規定する丹波市移住体験ツアー促進事業認定通知書を受領後、補助対象事業への参加者の募集を開始することができる。

(交付の申請)

第9条 第7条第1項に規定する認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は当該補助対象事業実施の2週間前までに丹波市移住体験ツアー促進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) ツアー予定表
- (3) 移住体験ツアー参加者一覧
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助対象事業の交付申請は、同一の認定事業者にあつては、同一年度において3回を限度とする。この場合において、同一の実施日における交付申請は1回のみとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつた時は、その内容を審査し、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金交付決定（不決定）通知書により、認定事業者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第11条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ丹波市移住体験ツアー促進事業補助金変更交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 収支予算書
- (2) ツアー予定表
- (3) 移住体験ツアー参加者一覧

(4) 前3号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金変更交付決定（不決定）通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第12条 補助事業者は、当該補助対象事業を中止しようとするときは、丹波市移住体験ツアー促進事業中止承認申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請事項を承認すべきと認めたときは、丹波市移住体験ツアー促進事業中止承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度として、概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、市長に丹波市移住体験ツアー促進事業補助金概算払請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、丹波市移住体験ツアー促進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) ツアー実績書

(3) 移住体験ツアー参加者一覧

(4) ツアー代金明細書

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を決定し、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、補助事業者は、第13条の規定による補助金の概算払を受けているときは、既に市長が支払った額が確定額に満たない場合はその差額を請求し、確定額を超えている場合はその差額を返還するものとする。

(交付決定の取消)

第17条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知する

ものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合及び第12条の規定により事業の中止を承認した場合において、当該取消し又は中止に係る補助金が既に交付されているときは、速やかに補助事業者に対し、丹波市移住体験ツアー促進事業補助金返還命令書によりその返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第19条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 市長は、書類等の保管期間において、必要に応じて補助事業者へ書類等の提示を求めることができるものとし、補助事業者は、それを拒むことはできないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効後において、補助金の返還等の必要が生じた場合における手続等については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条、第5条関係)

調整前基準額	下記(1)及び(2)のいずれか低い金額(100円未満切捨て)	
	(1) ツアー参加者の居住区分に応じた基準額(やむを得ない理由により宿泊を伴わない日帰りでの参加となった場合は、基準額の半額)	
	居住区分	基準額
	北海道、沖縄県	25,000円
	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	20,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	15,000円
	長野県、静岡県、広島県、山口県、愛媛県、高知県	10,000円
	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、岡山県	8,000円
	三重県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県	5,000円
	滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県	2,000円
大阪府、兵庫県	1,000円	

	<p>(2) ツアー代金。ただし、次に掲げる金額を除く。</p> <p>ア 商品券その他金券類又は換金性の高いもの（ツアー参加者が移住体験ツアーへ参加するための居住地と市内との往復経路の公共交通機関の乗車券等であって、適当と認められるものを除く。）</p> <p>イ その他市長が不適當と認めるもの</p>
割引額	上記の調整前基準額に別表第2に掲げる調整率を乗じて得た額

別表第2（第5条関係）

調整前合計額	調整率
250,000円以下	100%
250,001円以上277,700円以下	90%
277,701円以上312,500円以下	80%
312,501円以上357,100円以下	70%